

平成 20 年度女性に対する暴力対策関係予算（案）

厚生労働省

1 婦人相談所等における支援

(1) DV対策総合支援事業の推進

児童虐待・DV対策等総合支援事業（2,329 百万円）の内数
従来から行っている婦人相談所等の職員に対する専門研修や、休日・夜間の電話相談事業のほか、下記の各事業を実施する。

○ 婦人保護施設退所者自立生活援助事業

対象者数に応じた補助方式に改めることにより、退所者支援の充実を図る。

○ 身元保証人確保対策事業

婦人相談所一時保護所、婦人保護施設等を退所するDV被害を受け保護された女性等が、身元保証人を得られず、就職やアパート等の賃借に影響を及ぼすことがないよう、身元保証人の確保を図る。

○ 婦人相談員の活動強化

DV等の相談に応じる婦人相談員の手当や調査・指導のための旅費等を補助する。

(2) 婦人相談所運営費負担金

18 百万円

○ 婦人相談所における広域措置の実施

他の都道府県への広域措置の円滑な実施を図るため、DV被害者等が他の都道府県の婦人相談所等に移るために必要な旅費等の補助を行う。

○ 人身取引被害等の外国人のケア体制

人身取引被害者等外国人女性の保護についてケア体制の充実を図るため、通訳雇上げに伴う費用、関係機関との連絡に必要な経費、人身取引被害者の医療費に対し補助を行う。

(3) 婦人保護事業費負担金

870 百万円

○ DV被害者に対する一時保護委託

一時保護委託先において、DV被害者の処遇の改善を図り、自立に向けた支援を強化するため一時保護委託費の充実を図る。

○ 心理療法担当職員の配置

婦人相談所一時保護所に心理療法担当職員を配置し、被害者及び同伴児童の心理的回復の支援等を図る。

○ 同伴児童のケアを行う指導員の配置

すべての婦人相談所一時保護所に同伴児童のケアを行う指導員を配置し、虐待を受けた児童へのケアの充実強化を図るとともに、保護された女性が自立に向けた取組を安心して行える環境を整える。

○ 夜間警備体制強化加算

婦人相談所一時保護所の夜間警備体制を強化することにより、配偶者の暴力から逃れて入所している被害者や職員の安全の確保を図る。

(4) 婦人保護事業費補助金

1,287 百万円

○ 常勤の心理療法担当職員の配置

婦人保護施設に常勤の心理療法担当職員を配置し、DV被害者及び同伴家族の心理的ケアの充実を図る。

○ 夜間警備体制強化加算

婦人保護施設の夜間警備体制を強化し、入所者や職員の安全の確保を図る。

2 DV被害を受けた母子家庭に対する支援

(1) 母子家庭等の就業支援策等の推進

母子家庭等対策総合支援事業（2,305 百万円）の内数

○ 母子家庭等就業・自立支援事業（新規）

従来の都道府県、指定都市、中核市を実施主体とする母子家庭等就業・自立支援センター事業に在宅就業推進事業を追加するとともに、一般市等においても同様の事業が実施できるよう新たに一般市等就業・自立支援事業を創設し、就業・自立支援対策の充実を図る。

○ 母子自立支援プログラム策定事業の拡充

直ちに就業に移行することが困難な母子家庭の母の就業意欲を醸成するため、NPO法人等と連携し、ボランティア活動等を行う就職準備支援コースを創設する。また、ハローワークにおいては、「就労支援チーム」の体制、支援機能の向上等により、就労支援を一層推進する。

○ 高等技能訓練促進費事業の見直し

看護師、介護福祉士等の経済的自立に効果的な資格を取得するため2年以上養成機関で修学する場合において、従来からの修業支援手当に加え、入学時におけるインセンティブとして入学金の負担を考慮した額を一時金として修了後支給する仕組みを創設する。

(2) 母子生活支援施設における支援

児童入所施設措置費（77,538 百万円）の内数

○ 夜間警備体制強化加算

○ 母子生活支援施設における広域入所の実施

3 職場におけるセクシュアルハラスメント防止対策の推進

71 百万円

職場において実効あるセクシュアルハラスメント防止対策が行われるよう、雇用均等室による事業主への助言、指導等の徹底や紛争解決の援助を実施するとともに、専門的知識・技術を持ったセクシュアルハラスメント相談員を全国の雇用均等室に配置し、適切な相談対応を行う。

また、企業での取組を支援するため、相談対応マニュアル等の作成・普及やセミナー開催を実施し、事業主、人事労務担当者及び相談対応者に実践的な取組の事例やノウハウを提供する。